

自動車税(種別割)のお知らせ

◆4月1日現在の所有者に課税されます

4月1日現在の車検証上の所有者に自動車税(種別割)が課税されます。
(売主が割賦販売等で所有権を留保している場合は、買主である使用者に課税されます。)

◆自動車の名義変更・住所変更は3月31日までにお願いします

自動車税(種別割)は4月1日現在の車検証上の情報をもとに課税されます。お使いだった車を下取りに出した場合、お引っ越しされた場合などは、車検証も必ず変更してください。

納税は**口座振替**が安全・便利・確実

- 複数所有の自動車も、一括振替します！

自動車を複数台お持ちの場合、1回の手続きで同一名義の自動車すべてを口座振替にできます。振替日は納期限（5月末日）（納期限が土日の場合は後ろにずれます。）

●自動車買換でも振替は継続します！

所有者の住所・氏名に変更がなければ、自動車を買い換えて、そのまま口座振替が継続されます。

申込はがき配布場所

◎行政県税事務所

◎自動車税事務所

◎市町村

◎各金融機関窓口（ゆうちょ銀行除く）など

※申込はがきは郵送でもお送りします。お気軽にご連絡ください。

お申込みは、専用の申込はがきに必要事項を記入し、郵便ポストに投函してください。

次の納税（令和8年5月末）から ご利用する場合

令和8年2月末 〈必着〉まで

- 軽自動車税（種別割）の申し込みはできません。
お住まいの市町村にお問い合わせください。
 - 個人の事業税についても、口座振替が可能です。
併せてご検討ください。



群馬県TAX
ホームページ

◎問い合わせ先

◆伊勢崎行政処理事務所 TEL 0270-24-4350

◇群馬県自動車税事務所 TEL 027-263-4343